特定非営利活動法人

なよろ観光まちづくり協会定款

第1章 総則

（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人なよろ観光まちづくり協会という。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を北海道名寄市東1条南7丁目1番地10に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条　この法人は、名寄市及び名寄市を中心とする上川北部地域において、住民一人ひとりが、地域の食・景観・自然など個性的で魅力ある資源を再発見し、この地域を訪れる道内外の人たちに、それらの個性的で魅力ある地域資源やまごころをもったもてなしを提供できるような体制づくりを進めると共に、積極的な情報発信などを通じて、交流人口の増加、地域の活性化など新たなまちづくり活動の推進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)まちづくりの推進を図る活動

（事業）

第5条　この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

(1)地域の活性化・観光まちづくり構想の総合的な企画、調整

(2)観光まちづくりイベントの企画、運営

(3)地域の活性化・観光まちづくり推進に向けた研修、勉強会の開催

(4)インターネットや情報誌による情報発信

(5)地域内外の関連団体等との交流、連携

(6)観光ボランティアなどまちづくり人材や地域資源の発掘・育成

(7)旅行業法に基づく旅行業

(8)前各号の事業に附帯する事業

(9)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2　この法人は、特定非営利活動の円滑な遂行に資するため、次に掲げる収益事業を行うことができる。

(1)物品の斡旋及び販売

(2)役務の提供

第3章 会員

（種別）

第6条　この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員　この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人

(2)賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した団体及び個人

(3)名誉会員　この法人に功績のあった者又は、役員会の推薦があった者

（入会）

第7条　会員の入会については特に条件を定めない。

2　会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知

しなければならない。

（年会費）

第8条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して3年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条　既納の会費、及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1)理　事　　30名以内

(2)監　事　　1名～ 3名

2　理事のうち、会長1名、副会長5名以内、理事長1名、副理事長5名以内で置く。また専務理事を置くことができる。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選出する。

2　会長、副会長、理事長、副理事長は、理事の互選とする。

3　専務理事は理事会の同意を得て理事の中から会長が選任する。

4　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条　会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3　理事長は、この法人の目的達成のため行う各事業を統括する。

4　副理事長は、この法人の目的達成のため行う各事業で理事長を補佐する。

5　理事は、この法人の目的達成のため行う各事業を執行する。

6　専務理事は、この法人の目的達成のために行う各事業及び事務を総括し、会長、副会長、理事長、副理事長を補佐する。

7　監事は次に掲げる業務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため職務を遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償する事ができる。

3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第20条　この法人は、事務局長その他職員を置く。

2　職員は、会長が任免する。

第5章　総会

(種別)

第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条　総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条　総会は以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　事業計画及び収支予算並びにその変更

(5)　事業報告及び収支決算

(6)　役員の選任及び解任、職務及び報酬

(7)　会費の額

(8)　借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他の新たな業務の負担及び権利の放棄。

(9)その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条　通常総会は年1回開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)　正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条　総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2　会長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条　総会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第27条　総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条　総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した委員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものと見なす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章　理事会

(構成)

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4)　事務局の組織及び運営

(開催)

第33条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　会長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条　理事会は、会長が招集する。

2　会長は、前条第2号及び第3号の規定の請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条　理事会の議長は、会長が務める。

(議決)

第36条　理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決する事ができる。

3　前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

(資産の構成)

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収入

(5)　事業に伴う収入

(6)　その他の収入

(資産の管理)

第40条　この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第42条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

（暫定予算）

第43条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第44条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第45条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第47条　この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第50条　この法人は、次に掲げる事項により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産

(6)　所轄庁による成立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を経なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、名寄市に譲渡するものとする。

（合併）

第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）

第53条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

（細則）

第54条　この定款の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会　長　吉田　肇
副会長　加藤和久
同　栗栖賢一
同　八澤慶司
理事長　竹内利行
副理事長　菊池隆志
同　髙橋雅樹
同　坂田　仁
理　事　長谷川良雄
同　栗原智博
同　楢山秀明
同　西川剛弘
同　藤田健慈
同　猿谷繁明
同　藤野光弘
監　事　長谷川米茂
同　倉澤繁夫

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から 平成15年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1） 正会員　年会費 一口 1,000円で一口以上
（2） 賛助会員　年会費 一口 1,000円で一口以上

附則

1 この定款は、平成24年9月25日から施行する。（種別及び定数・選任等・職務）

附則

1 この定款は、平成25年5月9日から施行する。（事務所所在地）

附則

1 この定款は、平成29年8月26日から施行する。（総会の権能及び議長、理事会の権能）

附則

1 この定款は、令和　年　月　日から施行する。（第5条 事業）

令和８年度　NPO法人なよろ観光まちづくり協会事業計画（案）

１、イベント事業

（１）　なよろアスパラまつり　　【５月３１日（日)】
（２）　てっし名寄まつり　　【７月２５日（土）～２６日（日)】
（３）　なよろ雪質日本一フェスティバル　【２月１１日（木祝）～１４日（日)】
（４）　ひまわりまつり　　【８月８日（土）～２３日（日)】

２、観光事業

（１）　観光推進事業

1　観光ポスターの製作
・名寄市の観光PRポスターを製作する

2　観光パンフレットの製作
・名寄市の観光パンフレットを製作する

3　観光案内用MAPカードを製作
・着地型使用を想定したMAPカードの製作

4　ノベルティの製作
・名寄を訪れた方に配布できるノベルティを製作

（２）　観光振興事業

1　観光プロモーション事業
・市外における観光PR事業

2　キャラクター活用事業
・「なよろう」の活用を推進

3　インバウンド誘客事業
・タイを中心とした誘客促進事業

３、自主事業

（１）　畑自慢倶楽部事業
・一般消費者向けの名寄産農産品の販売PR事業　を推進

（2） ふるさと納税寄付記念品発送業務

・ふるさと納税者への記念品発送業務を推進

（3） 名寄産食材 PR 事業

・札幌圏での PR イベントの実施　「なよろナイト」

・道内外での物産展開催

（4） 物産事業

・風連道の駅、イオン、西條、ローソン等の市内特産品販売箇所との連携事業

（5） よろーな SHOP 事業

・よろーな SHOP の運営、EC サイトによる農産品・特産品の販売 PR 事業

・杉並区、伊達の道の駅等との連携事業

（6） 観光ボランティア関連事業

・なよろ観光ボランティアガイドの会との連携した事業推進

（7） 体験観光推進事業

・体験コンテンツの販売など

（8） 旅行業務取扱

・地域限定旅行業務取扱によるツアーの受け入れなど

4、他団体との連携事業

（1） 道北観光連盟事務局業務

（2） 天塩川シーニックバイウェイルート運営代表者会議事務局業務

（3） きた北海道サイクルツーリズム連携会議事務局業務

（4） 第７４６なよろ煮込みジンギス艦隊事務局業務

（5） あさひかわ観光誘致宣伝協議会との連携

（6） その他、国、道を含む関係団体との連携業務

5、駅前交流プラザよろーな指定管理業務

6、その他

（1）委託業務の受託など（のるーとオペレーション業務ほか）

令和９年度　NPO 法人なよろ観光まちづくり協会事業計画（案）

１、イベント事業

（１）　なよろアスパラまつり　　【５月３０日（日)】
（２）　てっし名寄まつり　　【７月２４日（土）～２５日（日)】
（３）　なよろ雪質日本一フェスティバル　【２月１１日（金）～１３日（日)】
（４）　ひまわりまつり　　【８月７日（土）～２２日（日)】

２、観光事業

（１）　観光推進事業

1　観光ポスターの製作
・名寄市の観光 PR ポスターを製作する

2　観光パンフレットの製作
・名寄市の観光パンフレットを製作する

3　観光案内用 MAP カードを製作
・着地型使用を想定した MAP カードの製作

4　ノベルティの製作
・名寄を訪れた方に配布できるノベルティを製作

（２）　観光振興事業

1　観光プロモーション事業
・市外における観光 PR 事業

2　キャラクター活用事業
・「なよろう」の活用を推進

3　インバウンド誘客事業
・タイを中心とした誘客促進事業

３、自主事業

（１）　畑自慢倶楽部事業
・一般消費者向けの名寄産農産品の販売 PR 事業 を推進

（2） ふるさと納税寄付記念品発送業務

・ふるさと納税者への記念品発送業務を推進

（3） 名寄産食材 PR 事業

・札幌圏での PR イベントの実施　「なよろナイト」

・道内外での物産展開催

（4） 物産事業

・風連道の駅、イオン、西條、ローソン等の市内特産品販売箇所との連携事業

（5） よろーな SHOP 事業

・よろーな SHOP の運営、EC サイトによる農産品・特産品の販売 PR 事業

・杉並区、伊達の道の駅等との連携事業

（6） 観光ボランティア関連事業

・なよろ観光ボランティアガイドの会との連携した事業推進

（7） 地域限定旅行業務取扱業務

・体験コンテンツの販売

・旅行商品の販売

・ランドオペレーター業務

4、他団体との連携事業

（1） 道北観光連盟事務局業務

（2） 天塩川シーニックバイウェイルート運営代表者会議事務局業務

（3） きた北海道サイクルツーリズム連携会議事務局業務

（4） 第７４６なよろ煮込みジンギス艦隊事務局業務

（5） あさひかわ観光誘致宣伝協議会との連携

（6） その他、国、道を含む関係団体との連携業務

5、駅前交流プラザよろーな指定管理業務

6、その他

（1）委託業務の受託など（のるーとオペレーション業務ほか）

令和８年度予算（案）　総括表

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

特定非営利活動法人　なよろ観光まちづくり協会

収入の部

（単位　円）

会計区分	科　　目	８年度予算額（A）	７年度予算額（B）	７年度決算額	対比増減（A-B）	摘　　要
一般	一般会計	59,123,697	60,482,651	58,381,062	△ 1,358,954	
	前期繰越金	7,576,303	5,017,349	5,017,349	2,558,954	
自主	食×観光事業	61,000,000	51,000,000	61,146,680	10,000,000	
	体験観光ほか	5,100,000	8,000,000	5,387,615	△ 2,900,000	
よろーな	市委託収入	37,500,000	37,000,000	37,000,000	500,000	市委託費
	利用料収入ほか	7,100,000	7,000,000	6,926,867	100,000	実費徴収料(自販機電気料等)
収　入　合　計		177,400,000	168,500,000	173,859,573	8,900,000	

支出の部

会計区分	科　　目	８年度予算額（A）	７年度予算額（B）	７年度決算額	対比増減（A-B）	備　　考
一般	イベント事業費	28,750,000	29,300,000	29,938,006	△ 550,000	
	観光事業費	2,950,000	4,770,000	4,558,137	△ 1,820,000	
	管理費	34,750,000	31,130,000	25,078,187	3,620,000	
	租税公課	250,000	300,000	227,500	△ 50,000	
自主	自主事業費	53,900,000	46,350,000	55,591,437	7,550,000	
	運営管理費	10,700,000	10,650,000	7,997,387	50,000	
	租税公課費	1,500,000	2,000,000	1,271,400	△ 500,000	
よろーな	施設管理費	43,600,000	43,000,000	40,783,416	600,000	
	租税公課費	1,000,000	1,000,000	837,800	0	
支出合計		177,400,000	168,500,000	166,283,270	8,900,000	

令和8年度一般会計収支予算(案)

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人　なよろ観光まちづくり協会

収入の部　　(単位 円)

科目	8年度予算額(A)	7年度予算額(B)	7年度決算額	対比増減(A-B)	摘要	
市負担金	24,900,000	24,900,000	24,900,000	0	運営管理負担	24,900,000
イベント事業	29,350,000	30,200,000	28,688,675	△ 850,000	名寄市補助金	16,400,000
					アスパラまつり事業補助	1,000,000
					てっし名寄まつり事業補助	5,500,000
					雪フェス事業補助	6,000,000
					ひまわりまつり事業補助	3,900,000
					会費	2,800,000
					事業収入	10,150,000
					アスパラまつり事業収入	2,250,000
					てっし名寄まつり事業収入	3,100,000
					雪フェス事業収入	3,800,000
					ひまわりまつり事業収入	1,000,000
観光振興推進事業	2,170,000	2,270,000	2,270,000	△ 100,000	観光振興推進補助金	2,170,000
雑収入	2,703,697	2,612,651	2,522,387	91,046	委託業務	1,200,000
					雑収入・預金利息等	873,697
					外郭団体事務手当等	630,000
小計	59,123,697	59,982,651	58,381,062	△ 858,954		
繰入金	0	0	3,979,722	0		
繰越正味財産	7,576,303	5,017,349	5,017,349	2,558,954		
合計	66,700,000	65,500,000	67,378,133	1,200,000		

支出の部

（単位 円）

科　　目	8年度予算額（A）	7年度予算額（B）	7年度決算額	対比増減(A-B)	摘　　要	
1.イベント事業費	28,750,000	29,300,000	29,938,006	△ 550,000	アスパラまつり開催費	3,250,000
					てっしフェスティバル開催費	9,900,000
					雪質日本一フェスティバル開催費	11,100,000
					ひまわり観光推進事業	4,500,000
2.観光事業費	2,950,000	4,770,000	4,558,137	△ 1,820,000	観光推進事業	1,120,000
					ポスター作成費	150,000
					観光パンフレット製作費	780,000
					観光案内所ツール製作費	40,000
					ノベルティ製作費	150,000
					観光振興事業	1,830,000
					観光PR事業	900,000
					キャラクター活用事業	150,000
					インバウンド誘客事業	780,000
3.管理費	34,750,000	31,130,000	25,078,187	3,620,000	職員給与	22,600,000
					会議費（総会他）	350,000
					役務費（通信費他）	2,200,000
					需用費	500,000
					使用料及び賃借料（リース車他）	900,000
					負担金(会費・推進協・道北落地型)	600,000
					減価償却費	600,000
					予備費	7,000,000
4.租税公課費	250,000	300,000	227,500	△ 50,000	租税公課費（法人税・消費税）	250,000
支出合計	66,700,000	65,500,000	59,801,830	1,200,000		

令和8年度　自主事業特別会計予算(案)
(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

特定非営利活動法人　なよろ観光まちづくり協会

収入の部　　(単位:円)

科　　目	8年度予算額(A)	7年度予算額(B)	7年度決算額	対比増減(A-B)	摘　　要
畑自慢倶楽部事業	17,000,000	14,500,000	17,414,925	2,500,000	なよろの畑自慢倶楽部
ふるさと納税事業	11,000,000	8,500,000	11,350,572	2,500,000	ふるさと納税事業
名寄産食材PR事業	500,000	1,000,000	378,840	△ 500,000	札幌名寄産食材事業、花たびそうや他
物産事業	17,000,000	15,000,000	16,601,070	2,000,000	道の駅、イオン名寄店販売
よろーなショップ事業	15,500,000	12,000,000	15,401,273	3,500,000	杉並区役所、伊達道の駅及びよろーな物販
観光ボランティア事業	100,000	100,000	70,000	0	
体験コンテンツ事業	3,000,000	3,000,000	3,290,874	0	
旅行業務取扱事業	2,000,000	3,000,000	3,290,874	△ 1,000,000	
雑収入	0	4,900,000	2,026,741	△ 4,900,000	
合　　計	66,100,000	59,000,000	69,825,169	7,100,000	

支出の部

（単位：円）

科　　目	8年度予算額（A）	7年度予算額（B）	7年度決算額	対比増減（A-B）	摘　　要	
事業支出						
畑自慢倶楽部	13,000,000	11,000,000	13,657,172	2,000,000	商品仕入	8,000,000
					事務経費	5,000,000
ふるさと納税事業	7,000,000	5,100,000	7,179,572	1,900,000	商品仕入	6,500,000
					事務経費	500,000
名寄産食材PR事業	800,000	1,550,000	804,494	△ 750,000	商品仕入	500,000
					事務経費	300,000
物産事業	15,500,000	14,500,000	15,598,849	1,000,000	商品仕入	15,000,000
					事務経費	500,000
よろーなショップ事業	14,000,000	10,500,000	13,788,175	3,500,000	商品仕入	13,000,000
					事務経費	1,000,000
観光ボランティア事業	100,000	100,000	71,060	0	観光ボランティア事業	100,000
体験コンテンツ事業	2,000,000	3,600,000	3,100,355	△ 1,600,000	事業費	1,500,000
					アウトドアイベント開催費	500,000
旅行業取扱業務	1,500,000	1,600,000	1,391,760	△ 100,000		
事業支出合計	53,900,000	46,350,000	55,591,437			
（参考） 収入ー事業支出	12,200,000	9,890,000	14,233,732			
運営管理費	10,700,000	10,650,000	7,997,387	50,000	職員給与	7,500,000
					旅費	500,000
					需用費	900,000
					役務費	600,000
					交際費（会長交際・慶弔費等）	600,000
					減価償却(備品)	600,000
運営管理費合計	10,700,000	10,650,000	7,997,387	50,000		
支出合計	64,600,000	57,000,000	63,588,824	6,000,000		
租税公課（消費税）	1,500,000	2,000,000	1,271,400	△ 500,000	租税公課(消費税)	
繰出金	0	0	1,674,071	0	繰出金(一般会計へ)	
支　出　合　計	66,100,000	59,000,000	66,534,295	7,100,000		

令和8年度よろーな特別会計収支予算(案)

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人　なよろ観光まちづくり協会

収入の部

項　目	8年度 予算額 (A)	7年度 予算額 (B)	7年度 決算額	対比増減額 (A-B)	備　考	
市委託収入	37,500,000	37,000,000	37,000,000	500,000	市委託費	37,500,000
貸室業務収入	4,000,000	3,300,000	3,969,880	700,000	貸室使用料ほか	4,000,000
入居者使用料収入	2,600,000	2,600,000	2,484,872	0	道北バス　ほか	2,600,000
雑収入	500,000	1,100,000	472,115	-600,000	実費徴収料(自販機電気料等)	500,000
合計	44,600,000	44,000,000	43,926,867	600,000		

支出の部

項　目	8年度 予算額 (A)	7年度 予算額 (B)	7年度 決算額	対比増減額 (A-B)	備　考	
施設管理者費	9,400,000	9,000,000	8,750,633	400,000	人件費	9,400,000
需用費	10,450,000	10,085,000	10,827,180	365,000	消耗品費	200,000
					水道光熱費	10,000,000
					印刷製本費	50,000
					修繕費	200,000
役務費	791,840	1,170,000	955,693	-378,160	通信運搬費	400,000
					広告費	55,000
					手数料	336,840
委託料	22,498,160	21,193,430	19,601,495	1,304,730	清掃委託料	8,899,000
					警備委託料	5,901,500
					除雪委託料	2,090,000
					排雪委託料	2,912,000
					屋上雪庇落とし委託料	246,400
					消防用・防火設備点検委託料	136,290
					GHP保守点検料	277,200
					エレベーター保守点検委託料	805,200
					自動ドア保守点検委託料	852,500
					電気設備保守点検料	249,370
					階段昇降機保守点検料	128,700
使用料及び賃借料	350,000	480,000	330,781	-130,000	玄関マット、NHK使用料	350,000
賑わい創出	0	921,570	206,830	-921,570		
減価償却費	110,000	150,000	110,804	-40,000		
合計	43,600,000	43,000,000	40,783,416	600,000		
租税公課費	1,000,000	1,000,000	837,800	0	公課費(法人税、消費税)	
合計	44,600,000	44,000,000	41,621,216	600,000		

令和９年度予算（案）　総括表

（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）

特定非営利活動法人　なよろ観光まちづくり協会

収入の部

（単位 円）

会計区分	科　　目	９年度予算額（A）	８年度予算額	７年度決算額	対比増減（A-B）	摘　　要
一般	一般会計	59,123,697	59,123,697	58,381,062	0	
	前期繰越金	7,576,303	7,576,303	5,017,349	0	
自主	食×観光事業	61,000,000	61,000,000	61,146,680	0	
	旅行業　ほか	5,100,000	5,100,000	5,387,615	0	
よろーな	市委託収入	37,500,000	37,500,000	37,000,000	0	市委託費
	利用料収入ほか	7,100,000	7,100,000	6,926,867	0	実費徴収料(自販機電気料等)
収　入　合　計		177,400,000	177,400,000	173,859,573	0	

支出の部

会計区分	科　　目	９年度予算額（A）	８年度予算額	７年度決算額	対比増減（A-B）	備　　考
一般	イベント事業費	28,750,000	28,750,000	29,938,006	0	
	観光事業費	2,950,000	2,950,000	4,558,137	0	
	管理費	34,750,000	34,750,000	25,078,187	0	
	租税公課	250,000	250,000	227,500	0	
自主	自主事業費	53,900,000	53,900,000	55,591,437	0	
	運営管理費	10,700,000	10,700,000	7,997,387	0	
	租税公課費	1,500,000	1,500,000	1,271,400	0	
よろーな	施設管理費	43,600,000	43,600,000	40,783,416	0	
	租税公課費	1,000,000	1,000,000	837,800	0	
支出合計		177,400,000	177,400,000	166,283,270	0	

令和9年度一般会計収支予算(案)

(令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)

特定非営利活動法人　なよろ観光まちづくり協会

収入の部　　(単位　円)

科目	9年度予算額(A)	8年度予算額(A)	7年度決算額	対比増減(A-B)	摘要	
市負担金	24,900,000	24,900,000	24,900,000	0	運営管理負担	24,900,000
イベント事業	29,350,000	29,350,000	28,688,675	0	名寄市補助金	16,400,000
					アスパラまつり事業補助	1,000,000
					てっし名寄まつり事業補助	5,500,000
					雪フェス事業補助	6,000,000
					ひまわりまつり事業補助	3,900,000
					会費	2,800,000
					事業収入	10,150,000
					アスパラまつり事業収入	2,250,000
					てっし名寄まつり事業収入	3,100,000
					雪フェス事業収入	3,800,000
					ひまわりまつり事業収入	1,000,000
観光振興推進事業	2,170,000	2,170,000	2,270,000	0	観光振興推進補助金	2,170,000
雑収入	2,703,697	2,703,697	2,522,387	0	委託業務	1,200,000
					雑収入・預金利息等	873,697
					外郭団体事務手当等	630,000
小計	59,123,697	59,123,697	58,381,062	0		
繰入金	0	0	3,979,722	0		
繰越正味財産	7,576,303	7,576,303	5,017,349	0		
合計	66,700,000	66,700,000	67,378,133	0		

支出の部

（単位 円）

科　　目	９年度 予算額 （Ａ）	８年度 予算額 （Ａ）	７年度 決算額	対比増減 (A-B)	摘　　要	
1.イベント事業費	28,750,000	28,750,000	29,938,006	0	アスパラまつり開催費	3,250,000
					てっしフェスティバル開催費	9,900,000
					雪質日本一フェスティバル開催費	11,100,000
					ひまわり観光推進事業	4,500,000
2.観光事業費	2,950,000	2,950,000	4,558,137	0	観光推進事業	1,120,000
					ポスター作成費	150,000
					観光パンフレット製作費	780,000
					観光案内所ツール製作費	40,000
					ノベルティ製作費	150,000
					観光振興事業	1,830,000
					観光PR事業	900,000
					キャラクター活用事業	150,000
					インバウンド誘客事業	780,000
3.管理費	34,750,000	34,750,000	25,078,187	0	職員給与	22,600,000
					会議費（総会他）	350,000
					役務費（通信費他）	2,200,000
					需用費	500,000
					使用料及び賃借料（リース車他）	900,000
					負担金(会費・推進協・道北着地型)	600,000
					減価償却費	600,000
					予備費	7,000,000
4.租税公課費	250,000	250,000	227,500	0	租税公課費（法人税・消費税）	250,000
支出合計	66,700,000	66,700,000	59,801,830	0		

令和9年度　自主事業特別会計予算(案)
(令和9年4月1日～令和10年3月31日)

特定非営利活動法人　なよろ観光まちづくり協会

収入の部　　(単位:円)

科　　目	9年度予算額(A)	8年度予算額	7年度決算額	対比増減(A-B)	摘　　要
畑自慢倶楽部事業	17,000,000	17,000,000	17,414,925	0	なよろの畑自慢倶楽部
ふるさと納税事業	11,000,000	11,000,000	11,350,572	0	ふるさと納税事業
名寄産食材PR事業	500,000	500,000	378,840	0	札幌名寄産食材事業、花たびそうや他
物産事業	17,000,000	17,000,000	16,601,070	0	道の駅、イオン名寄店販売
よろーなショップ事業	15,500,000	15,500,000	15,401,273	0	杉並区役所、伊達道の駅及びよろーな物販
観光ボランティア事業	100,000	100,000	70,000	0	
地域限定旅行業務	5,000,000	5,000,000	3,290,874	0	事業収入　5,000,000
雑収入	0	0	2,026,741	0	
合　　計	66,100,000	66,100,000	66,534,295	0	

支出の部

（単位：円）

科　　目	９年度予算額（Ａ）	８年度予算額	７年度決算額	対比増減(A-B)	摘　　要	
事業支出						
畑自慢倶楽部	13,000,000	13,000,000	13,657,172	0	商品仕入	8,000,000
					事務経費	5,000,000
ふるさと納税事業	7,000,000	7,000,000	7,179,572	0	商品仕入	6,500,000
					事務経費	500,000
名寄産食材PR事業	800,000	800,000	804,494	0	商品仕入	500,000
					事務経費	300,000
物産事業	15,500,000	15,500,000	15,598,849	0	商品仕入	15,000,000
					事務経費	500,000
よろーなショップ事業	14,000,000	14,000,000	13,788,175	0	商品仕入	13,000,000
					事務経費	1,000,000
観光ボランティア事業	100,000	100,000	71,060	0	観光ボランティア事業	100,000
地域限定旅行業務	3,500,000	3,500,000	1,391,760	0	商品仕入	3,000,000
					事務経費	500,000
事業支出合計	53,900,000	53,900,000	52,491,082			
(参考) 収入ー事業支出	12,200,000	9,890,000	14,043,213			

運営管理費	10,700,000	10,700,000	7,997,387	0	職員給与	7,500,000
					旅費	500,000
					需用費	900,000
					役務費	600,000
					交際費(会長交際・慶弔費等)	600,000
					減価償却(備品)	600,000
運営管理費合計	10,700,000	10,700,000	7,997,387	0		
支出合計	64,600,000	64,600,000	60,488,469	0		
租税公課(消費税)	1,500,000	1,500,000	1,271,400	0	租税公課(消費税)	
繰出金	0	0	1,674,071	0	繰出金(一般会計へ)	
支　出　合　計	66,100,000	66,100,000	63,433,940	0		

令和9年度よろーな特別会計収支予算（案）

（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）

特定非営利活動法人　なよろ観光まちづくり協会

収入の部

項　目	9年度 予算額 (A)	8年度 予算額 (A)	7年度 決算額	対比増減額 (A-B)	備　考	
市委託収入	37,500,000	37,500,000	37,000,000	0	市委託費	37,500,000
貸室業務収入	4,000,000	4,000,000	3,969,880	0	貸室使用料ほか	4,000,000
入居者使用料収入	2,600,000	2,600,000	2,484,872	0	道北バス　ほか	2,600,000
雑収入	500,000	500,000	472,115	0	実費徴収料(自販機電気料等)	500,000
合計	44,600,000	44,600,000	43,926,867	0		

支出の部

項　目	9年度 予算額 (A)	8年度 予算額 (A)	7年度 決算額	対比増減額 (A-B)	備　考	
施設管理者費	9,400,000	9,400,000	8,750,633	0	人件費	9,400,000
需用費	10,450,000	10,450,000	10,827,180	0	消耗品費	200,000
					水道光熱費	10,000,000
					印刷製本費	50,000
					修繕費	200,000
役務費	791,840	791,840	955,693	0	通信運搬費	400,000
					広告費	55,000
					手数料	336,840
委託料	22,498,160	22,498,160	19,601,495	0	清掃委託料	8,899,000
					警備委託料	5,901,500
					除雪委託料	2,090,000
					排雪委託料	2,912,000
					屋上雪庇落とし委託料	246,400
					消防用・防火設備点検委託料	136,290
					GHP保守点検料	277,200
					エレベーター保守点検委託料	805,200
					自動ドア保守点検委託料	852,500
					電気設備保守点検料	249,370
					階段昇降機保守点検料	128,700
使用料及び賃借料	350,000	350,000	330,781	0	玄関マット、NHK使用料	350,000
賑わい創出	0	0	206,830	0		
減価償却費	110,000	110,000	110,804	0		
合計	43,600,000	43,600,000	40,783,416	0		
租税公課費	1,000,000	1,000,000	837,800	0	公課費(法人税、消費税)	
合計	44,600,000	44,600,000	41,621,216	0		